

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年11月16日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	延岡市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/display.php?slist=0005

執行機関名 延岡市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	延岡市子ども医療費助成に関する条例(昭和49年条例第47号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	56	
③ 番号法別表第2の項	74	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		延岡市個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第2の項 延岡市子ども医療費助成に関する条例(昭和49年条例第47号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	延岡市子ども医療費助成に関する条例(昭和49年条例第47号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児及び児童(以下「子ども」という。)の医療費の一部を助成することにより、子どもに係る疾病等の治療を容易にし、子どもの保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		延岡市子ども医療費助成に関する条例(昭和49年条例第47号) 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱